

全国「精神障害」者集団

ご紹介しませう

会員になると

会費や入会金はありません。年6回のニュースを無料で受け取れます。ニュースへの投稿や、全国「精神障害」者集団としての組織的活動への意見提起ができます。

ニュース発送封筒の差出人名は「絆社」となっています。

「精神障害」者以外の方は有料で ニュースを読むことができます

世界の精神障害者の闘い、国内の取り組み、一人一人の「精神障害」者のつづやきまで、さまざまな情報を掲載しています。

有料購読は年間5千円です(「精神障害」者以外でも失業中・年金生活などお困りの方には年間1000円でお送りいたします)。

全国「精神障害」者集団の活動を支えるために、そして「精神障害」者の暮らしの実態を知るためにぜひ有料購読者となってください。

全国「精神障害」者集団
〒164-0011 東京都中野区中央2-39-3 絆社
地下鉄中野坂上駅下車10分
mail hanayumari@hoitmail.com
fax 03-5942-7626
電話 03-5330-4170
火曜日から金曜日の午後2時から6時まで
留守電の場合は以下携帯へ電話 080-1036-3685
(土日を除く14時から17時まで)

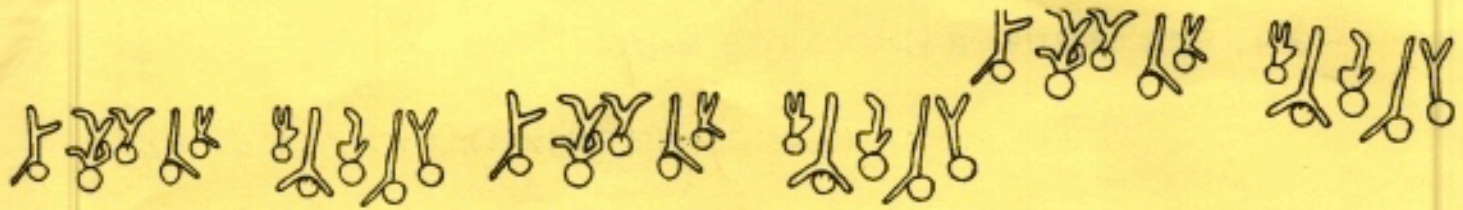
キリトリ

この紙は精神障害者集団の編集です

〒 住所

お名前

全国「精神障害」者集団に入会します



全国「精神病」者集団とは

1974年に結成された全国の「精神病」者団体・個人のネットワークです。会員は「精神病」者のみです。「精神病」者とは精神科や神経科に通院中入院中の方、または入院していたことがある通院していたことがある、という方です。

私たちの目的は
差別と排外を許さない
強制医療・入院に反対する

私たちの原則は

「精神病」者の生命の尊守
「精神病」者の権利主張
「精神病」者総体の利益追求
助け合い、連帯し、
上記目的を達成する

私たちの活動

☆ 日常的にはニュースによって、医療や福祉の情報提供会員の交流や意見交換を図ると同時に、窓口で電話、メール、ファックス、手紙などで相談や支えあい活動を行っています。医療機関や行政窓口、地域のサービースへ仲間と一緒に行って、人権主張活動を行っています。また月に一度会員交流会も開いています。

☆ こうした日常活動を基盤として専門職団体や国や地方自治体などに抗議や要求、意見提起を行っています。

☆ 国際的には世界精神医療ユースターサバイバーネットワークの一員として国連の障害者権利条約作成にも取り組んでいます。

運営委員

桐原尚之(青森)／北北太郎(青森)／摂津 正(千葉)／富田勇一(千葉)／山中雅子(東京)／明慧(東京)／西牧 衛(東京)／坂根輝吉(京都)／村川正光(岡山)／和田智子(福岡)

事務局 年間5千円
年間千円(失業中など困りの方) いずれかに丸を

年間5千円

年会費

〒 佐野

中野区

フックス メイリアドレス(もしお持ちでしたら)

「精神病」者総体の利益追求を目的とする

権利主張センター中野の活動

一番言いにくいことを
一番言いにくい場所で

一番言いにくい

立場のものがいえること

それが民主主義

それが権利主張

誰もが

障害のあるなしに

かかわらず

自分自身の

権利主張をできる社会を

私たちはめざします

私たちが自分自身で自分の権利主張ができるようになるために、学習会や体験を一緒に積み上げていく活動をします。

大きな問題であれ、小さな問題であれ、困っていること、悔しかったこと、そしてどうしたらいいかわからないで悩んでいること、そんなことがあったらご連絡ください。私たちもまたできることできないことがあります。何でも即解決できるわけではありません。でも皆さんとともにどうしたらいいか一緒に考えていくことはできます。

今すぐ解決できないとしたら、どういう仕組みが必要なのか、どういう制度が必要なのか、あるいは何を市町村や都道府県そして国に、あるいは専門職団体に要求していくべきなのか、一緒に考えていきませんか。

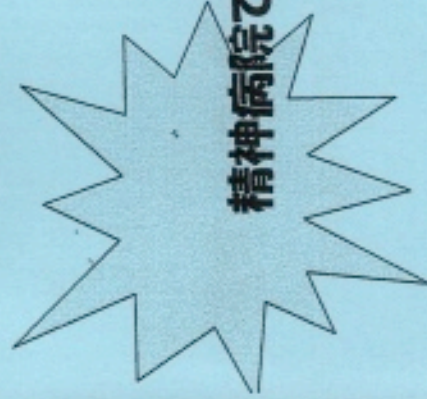
まずはご連絡ください。

権利主張センター中野

Self Advocacy Center Nakano

〒164-0011 東京都中野区中央2-39-3 株式会社
地下鉄中野坂上駅下車 10分
mail hanayumarie@hotmail.com
fax 03-5942-7626
電話 03-5330-4170
(火曜日から金曜日の午後2時から6時まで)
留守電の場合は以下携帯へ電話 080-1036-3685
(土日を除く14時から17時まで)

こんな体験をしていませんか



精神病院で 診療所で

いやだというのに強制入院させられた。いきなり保護室に入れられた。

電気ショックをされた。無理やり注射をされた。

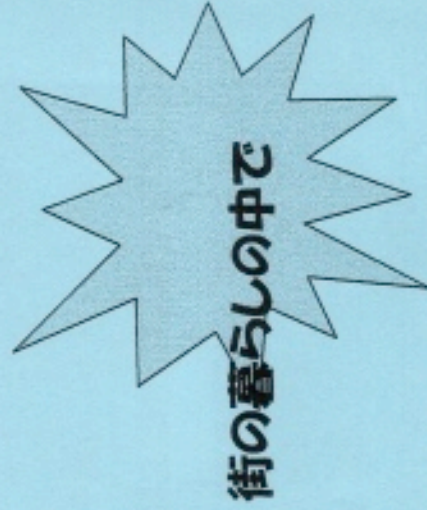
なかなか退院できない。

苦しいこと助けてほしいことを話そうとしてみようまく説明できない、ただ薬が出されただけ。

そんな体験はありませんか。

役所の窓口で

役所の窓口について、相談しても向こうの説明がわからない、こちらの説明も通じない、そんな体験はありませんか。そもそもここは担当が違います、と追い返されたり、あなたには何もしてあげられません、と追い返されたりしたことはありませんか。悔しい思いや屈辱を感じたことはありませんか。



街の暮らしの中で

地域の施設に相談に行っても、何が苦しいのか、どういう援助が必要なのかうまく説明

できないままに、ただ話を聞くだけで何も解決しない、そんな体験はありませんか

作業所や地域の施設、精神病院、施設などで侮辱された、納得できない対応をされた、悔しい思いをした、そんな体験はありませんか

アパートを追い出されそう、大家さんがよちゆう押しかけてあれこれ言ってくる、どうしたらいいかわからない、そんな体験はありませんか

ヘルパーや施設職員などが自分のことを勝手にしゃべってしまう、いつの間にか自分のことが知らないところで話し合われていた。

私たちも同じ体験を重ねてきました。

そんなときに問題解決のために仲間同士で相談し、同行して問題解決をめざします。

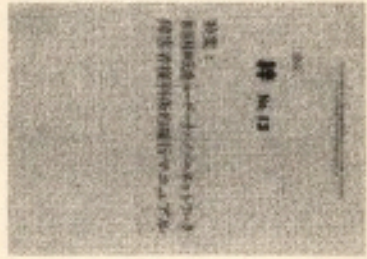
障害者権利条約 どう使う？

条約を使いこなして完全履行を勝ち取るために。
世界唯一の精神障害者本人による条約履行マニュアル、
おまけも付いて2,000円のところ1,000円大特価!

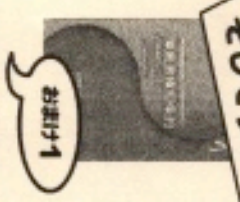
WNUSP障害者権利条約履行マニュアル

(邦訳発行) A4判 56ページ 定価1,000円(送料含)

WNUSP障害者権利条約履行マニュアル邦訳を発行しました。条約の要約と何をなすべきか、各地の実践例オールタナティブの提起など盛りだくさんの内容です。実践例としてはアメリカの既成の精神医療にかわる危機センター、ピアサポートカシー、インドの伝統的ヒーリングセンターの調査などが掲載されています。



そして今なら...



おまけ1

「障害者権利条約 日英対訳とコメントノトノ川島 聡、長瀬 修」(JDF) 500円 公定訳付き



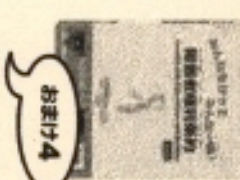
おまけ2

「障害者権利条約の批准と完全実施-国内法制の課題と取り組み-」(JDF)



おまけ3

「障害者差別解消法について」(JDF)



おまけ4

「みんなちがってみんな一緒に障害者権利条約」(JDF) 500円

上記5点セット2,000円のところ、1,000円+送料360円で販売中！
お申し込みは郵便振替口座 00130-8-409131
口座名義 株式会社ニューズ発行所。お振込み確認後にお送りいたします。通信欄には必ず「WNUSPマニュアル」とお書きください。

全国「精神病」者集団入会の呼びかけ

全国「精神病」者集団は1974年に結成された「精神病」者個人・団体のネットワークです。組織原則としては以下を掲げています。

- 「精神病」者の生命の遵守
- 「精神病」者の権利主張
- 「精神病」者総体の利益追求
- 助け合い、連帯し、上記目的を達成する

会員は「精神病」者のみ、「精神病」者とは精神科心理療法などに通院中あるいは入院中の方、または通院歴入院歴のある方です。

「精神病」者のみが会員とされます。それ以外の方は賛助会員としてニューズ購読が可能です。ニューズは年6回発行で「精神病」者会員のみが投稿できます。ニューズ発送の差出人は弊社としており全国「精神病」者集団とはしておりません。

賛助会員は全国「精神病」者集団の活動の支援をお願いします。

▶会費

「精神病」者会費:年間1,200円(ご事情により無料と致します)。
賛助会費:年間5,000円(ご事情により3,000円に減額します)。

▶お申し込み

郵便 〒164-0011 東京都中野区中央2-39-3 弊社
FAX 03-5942-7626 または e-mail contact@jngmdp.orgにて。
上記に

お名前(ふりがな)、ご住所、「精神病」者会員か賛助会員希望かを明記の上、お申込みください。

全日本の人権侵害被害者救済法

この法律は、人権侵害被害者の救済を図るため、被害者に対する救済措置を定めることとする。

第一章 総則 (第1条 - 第5条)

第1条 (目的)

第2条 (定義)

第3条 (適用)

第4条 (救済の請求)

第5条 (救済の決定)

第6条 (救済の執行)

第7条 (救済の費用)

第8条 (救済の不服)

第9条 (救済の取消)

第10条 (救済の停止)

第11条 (救済の終了)

第12条 (救済の記録)

消費者保護法

この法律は、消費者の利益を保護し、公正な競争を促進することを目的とする。

第一章 総則 (第1条 - 第5条)

第1条 (目的)

第2条 (定義)

第3条 (適用)

第4条 (事業者の義務)

第5条 (消費者の権利)

第6条 (消費者保護基金)

第7条 (消費者保護委員)

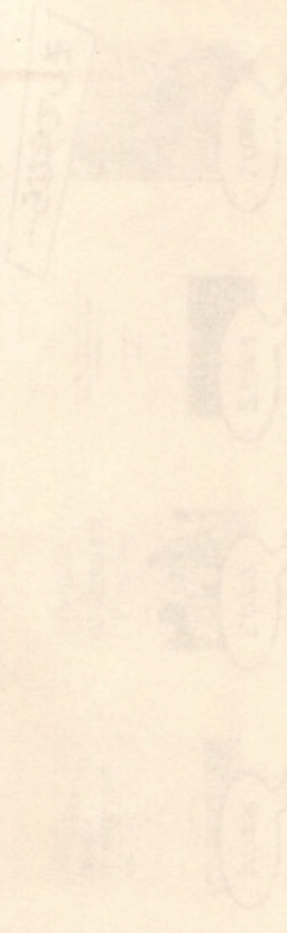
第8条 (消費者保護センター)

第9条 (消費者保護の推進)

第10条 (罰則)

第11条 (附則)

第12条 (経過措置)



消費者保護法
第1条 (目的)
第2条 (定義)
第3条 (適用)
第4条 (事業者の義務)
第5条 (消費者の権利)
第6条 (消費者保護基金)
第7条 (消費者保護委員)
第8条 (消費者保護センター)
第9条 (消費者保護の推進)
第10条 (罰則)
第11条 (附則)
第12条 (経過措置)

消費者保護法
第1条 (目的)
第2条 (定義)
第3条 (適用)
第4条 (事業者の義務)
第5条 (消費者の権利)
第6条 (消費者保護基金)
第7条 (消費者保護委員)
第8条 (消費者保護センター)
第9条 (消費者保護の推進)
第10条 (罰則)
第11条 (附則)
第12条 (経過措置)

消費者保護法
第1条 (目的)
第2条 (定義)
第3条 (適用)
第4条 (事業者の義務)
第5条 (消費者の権利)
第6条 (消費者保護基金)
第7条 (消費者保護委員)
第8条 (消費者保護センター)
第9条 (消費者保護の推進)
第10条 (罰則)
第11条 (附則)
第12条 (経過措置)

府政共生第498号-2
平成22年4月16日

全国「精神病」者集団 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

松田 敏 明



障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員の指名について（照会）

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の構成員に貴機関所属の山本真理殿を指名いたしたく、差し支えの有無について御照会申し上げます。

差し支えない場合は、下記連絡先あて別添の承諾書を平成22年4月23日（金）までに御送付願います。

また、本件につきましては、御本人に内諾をいただいていることを申し添えます。

連 絡 先

〒100-8970

東京都千代田区霞が関3-1-1

内閣府障がい者制度改革推進会議担当室

野口

TEL : 03-5253-2111 (内44172)

03-3581-0278 (直通)

FAX : 03-3581-0902

E-mail : shintaro.noguchi@cao.go.jp

六

